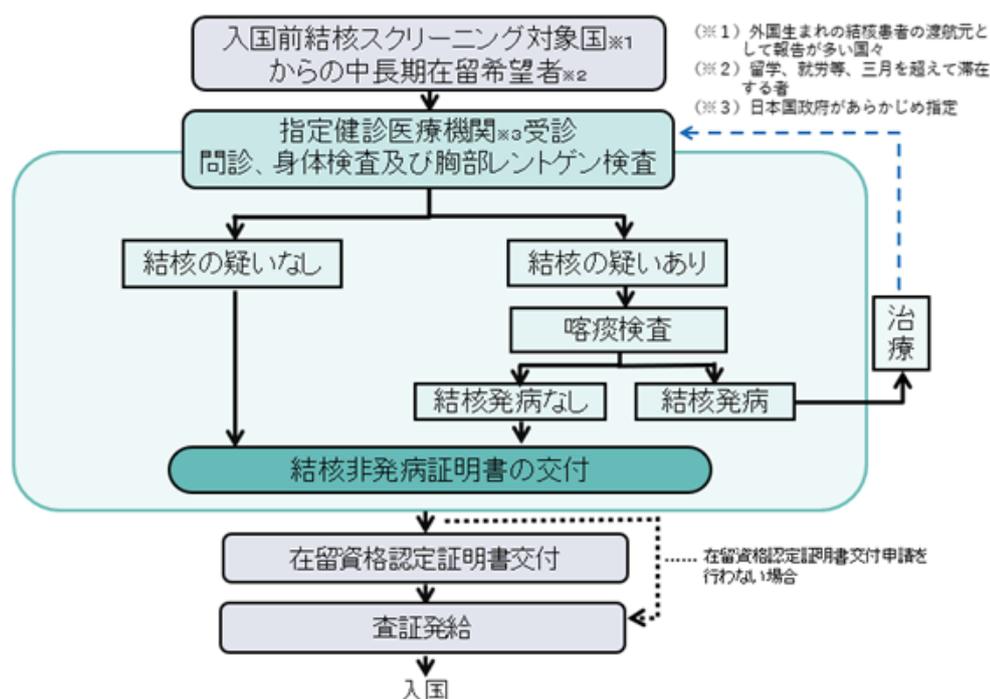


国が行う日本への入国前結核スクリーニング事業が開始されました。

厚生労働省ホームページに詳細の記載があります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou03/index_00006.html

厚生労働省ホームページによる入国前結核スクリーニングの流れは、次の通りです。



(注) 対象国の指定健診医療機関については、検査・診療の質を保つため、対象国内の医療機関に対して日本国政府があらかじめ指定する。医師は問診、診察及び胸部レントゲン検査を実施し、結核の疑いがある者に対しては喀痰検査を実施する。結果はJ-IMS (JPETS情報管理システム) にアップロードされる。結核を発病していないことを確認した場合には、結核非発病証明書を発行する。

結核蔓延国在住でパスポート保持者が、日本滞在3か月以上の査証申請にあたり、結核非発病証明がないと、査証が交付されない、という取り決めです。もともと、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の第五条では、次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない、と定められています。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)に定める(中略)一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見がある者

これまで、政府として発病していると申告していないことを確認することまでは行っていなかったのですが、結核患者に占めるまん延国出身者の増加を背景にして、厳格に運用しようとするものです。

アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダなど結核低まん延国では、以前から入国前結核スクリーニングが実施されていましたが、日本でも、3ヶ月を超える中・長期滞在を希望する人々を対象に、2025年から開始となりました。

対象者は、中長期在留者(再入国許可を有する者を除く)並びに特定活動告示第53号及び同第54号(デジタルノマド及びその配偶者又は子)としてわが国に入国・在留しようとする者としてします。ただし、例外として居住国の滞在許可証等により、現在の居住地が対象国以外の国又は地域であることが確認された場合は、対象外とします。また、JETプログラム参加者、JICA研修員(長期・短期)、JICA人材育成奨学計画(JDS)留学生、大使館推薦による国費留学生、外国人留学生の教育訓練の受託事業、当該国とのEPAに基づく看護師・介護福祉士、特定技能外国人、特定活動告示第55号(特定自動車運送業準備)、家事支援外国人材受入事業(特区法第16条の4)については、当面の間対象外とします(2025年3月31日現在)。

対象国は、結核まん延国のうち、日本に入国して結核を発病する者の多い国である、フィリピン、ネパール、ベトナム出身者で、3月26日から、結核非発病証明書を発行できる現地の医療機関での入国前結核スクリーニングの受付が開始されています。フィリピン、ネパールについては、2025年6月23日以降、結核非発病証明書がないと在留資格認定証明書及び査証が発給されません。

よって、フィリピンとネパールの人々が、この結核非発病証明書を必須とする在留資格認定証明書及び査証を取得して入国するようになるのは、2025年6月23日以降となります。また、ベトナムは2か月遅れての実施となります。なお、インドネシア、ミャンマー、中華人民共和国も、入国前結核スクリーニング事業の対象国ですが、事業の実施時期は未定です。

なお、結核非発病証明書とともに、入国前結核スクリーニングで実施した胸部X線検査画像が保存されたCD-Rが、申請者にわたされます。申請者がこのCD-Rを持参し入国することは必須とはされていませんが、現地の医療機関は持参することを勧めることになっています。申請者が日本滞在中に肺疾患を発病した際には、このCD-Rを持参していれば、過去の画像として参考にすることができます。